

# 平成23年度保育料徴収基準表

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分			保 育 料			国徴収基準		市補助率・市補助額			兄弟姉妹で入所の場合		
階層	定 義		年齢区分	1人目	2人目	3人目以降	階層	基準額	1人目	2人目		3人目以降	
第1階層	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)及び、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯		全 員	0	0	0	第1階層	0				<p>同一世帯から保育所の他に、幼稚園・認定こども園・特別支援学校幼稚部・知的障害児通園施設・難聴幼児通園施設・肢体不自由児施設通園部、情緒障害児短期治療施設通所部、児童デイサービスを利用している児童も算定対象人数に含め、2人目の保育料を国の基準額より50%軽減、3人目以降の保育料を無料とします。</p> <p>※ただし、算定対象であった児童が就学すると、その児童は算定対象人数からはずれますのでご注意ください。</p> <p>市の単独補助</p> <p>上記に加え、市の補助として、1人目の保育料を国の基準額より15～35%軽減します。</p> <p>県の単独補助</p> <p>県の単独事業としてH20～H27に限り、保育所を利用している第3子以降の児童の第6階層までの6,000円を超える保育料に対して0～2歳児は4,500円、3～5歳児は3,000円を限度に助成があります。該当するのは、網掛けの児童が第3子以降(18歳未満で算定)の場合のみで、保護者へ保育料確定後に申請書を送付します。</p>	
第2階層	第1階層及び第5～11階層を除き、前年度の所得税非課税世帯であって、前年度分の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	市町村民税	非課税世帯	3歳未満児	7,650	4,500	0	第2階層	9,000	15%	1,350		
第3階層			均等割課税世帯	3歳未満児	15,600	9,750	0	第3階層	19,500	20%	3,900		
第4階層		均等割+所得割課税世帯	3歳未満児	16,580	9,750	0	19,500		15%	2,920			
第5階層		20,000円未満	3歳未満児	22,500	15,000	0	第4階層	30,000	25%	7,500			
第6階層			3歳以上児	20,250	13,500	0		27,000	25%	6,750			
第7階層		40,000円未満	3歳未満児	24,000	15,000	0	第5階層	30,000	20%	6,000			
			3歳以上児	21,600	13,500	0		27,000	20%	5,400			
第8階層		70,000円未満	3歳未満児	28,930	22,250	0	第6階層	44,500	35%	15,570			
			3歳以上児	26,980	20,750	0		41,500	35%	14,520			
第9階層		103,000円未満	3歳未満児	31,150	22,250	0	第7階層	44,500	30%	13,350			
			3歳以上児	29,050	20,750	0		41,500	30%	12,450			
第10階層	250,000円未満	3歳未満児	39,650	30,500	0	第8階層	61,000	35%	21,350				
		3歳児	33,160	25,500	0		51,010	35%	17,850				
第11階層	413,000円未満	4歳以上児	29,200	22,450	0	第6階層	44,910	35%	15,710				
		3歳未満児	42,700	30,500	0		61,000	30%	18,300				
第12階層	734,000円未満	3歳児	35,710	25,500	0	第7階層	51,010	30%	15,300				
		4歳以上児	31,440	22,450	0		44,910	30%	13,470				
第13階層	734,000円以上	3歳未満児	※1 56,000	40,000	0	第8階層	80,000	30%	24,000				
		3歳児	35,710	25,500	0		51,010	30%	15,300				
第14階層	734,000円以上	4歳以上児	31,440	22,450	0	第9階層	44,910	30%	13,470				
		3歳未満児	※1 56,000	40,000	0		104,000	30%	48,000				
第15階層	734,000円以上	3歳児	35,710	25,500	0	第10階層	51,010	30%	15,300				
		4歳以上児	31,440	22,450	0		44,910	30%	13,470				

※1: 第11階層の3歳未満児の保育所保育料徴収額は56,000円であるが、急激な負担増を軽減するため段階的に引き上げる。(H21年度は47,000円、H22年度は51,000円、H23年度からは、56,000円とする。)

※3: 母子・父子・在宅障害児(者)のいる世帯(2～4階層)は、下欄、別表を参照。5階層以上は、減免はありません。

階層区分	保 育 料			国徴収基準		市補助率・市補助額		
	1人目	2人目	3人目以降	階層	基準額	1人目	2人目	3人目以降
第2階層	3歳未満児	0	0	第2階層	0			
	3歳以上児	0	0	第2階層	0			
第3階層	3歳未満児	14,800	9,250	第3階層	18,500	20%	3,700	
	3歳以上児	12,400	7,750		15,500	20%	3,100	
第4階層	3歳未満児	15,730	9,250	第4階層	18,500	15%	2,770	
	3歳以上児	13,180	7,750		15,500	15%	2,320	

この表でいう税の額とは、国税電子申告納税システム(e-Tax)控除・住宅取得控除・配当控除・外国税額控除・ふるさと納税控除等の適用はありません。

月の途中の入所・退所の場合でも保育料は全額徴収します。(日割り計算はありません)